許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又は準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許（ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を受け、かつ、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		学科（一）	学科（二）	計
大型免許	なし	10	16	26
	中型免許、準中型免許（準中型車（５ｔ）限定準中型免許及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許	0		0
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
中型免許	なし	10	16	26
	準中型免許（準中型車（５ｔ）限定準中型免許及びＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許を除く。）又は普通第二種免許	0		0
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
準中型免許	なし	10	17	27
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二	0	5	5

6　この表において、準中型車（５ｔ）限定準中型免許とは、運転することができる準中型自動車を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車に限る準中型免許をいう。

7　この表において、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許とは、運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、ＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車並びにＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許をいう。

8　この表において、準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許とは、運転することができる中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車に限る中型第二種免許をいう。

9　この表において、ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許とは、運転することができる中型自動車がなく、かつ、運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、ＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車並びにＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る中型第二種免許をいう。

10　この表において、ＡＴ限定普通免許又はＡＴ限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。

11　この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。

12　この表において、ＡＴ限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。

13　この表において、ＡＴ小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。

14　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。

15　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免

	大型二輪免許	0	1	1
	普通二輪免許	0	1	1
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
普通免許	なし	10	16	26
	大型特殊免許	0	5	5
	大型二輪免許	0	2	2
	普通二輪免許	0	2	2
	大型特殊第二種免許	0	5	5
	牽引第二種免許	0	5	5
大型特殊免許	なし	10	12	22
	カタピラ限定大型特殊免許に係る教習の場合	22		22
	大型免許	0		0
	中型免許	0		0
	普通免許	0		0
	大型二輪免許	0		0
	普通二輪免許	0		0
	大型第二種免許	0		0
	中型第二種免許	0		0
	普通第二種免許	0		0
	牽引第二種免許	0		0
大型二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許	0	1	1
	中型免許	0	1	1
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	普通二輪免許	0		0
	大型第二種免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	1	1
	普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
普通二輪免許	なし	10	16	26

8　この表において、ＡＴ限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。

9　この表において、ＡＴ小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。

10　この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。

11　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許又は中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許又は中型免許を受け、かつ、中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許又は中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ５時限を減じた時限数とする。

二　学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		学科（一）	学科（二）	計
大型免許	なし	10	16	26
	中型免許	0		0
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	大型二輪免許	0	1	1
	普通二輪免許	0	1	1
	中型第二種免許	0		0
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
中型免許	なし	10	16	26
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4